

## 第18回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年12月6日(月)午後1時30分より、第18回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
- 第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について  
第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 北浦 莊平      2番 多田 岳史      3番 徳田 明子      4番 中林 和夫  
5番 山崎 省吾      6番 井内 英樹      7番 多羅尾 英樹      9番 辻 四一郎  
10番 吉田 利一      11番 今村 正喜      12番 小島 佳剛

#### (欠席委員)

8番 中西 秀友      13番 水主 哲寛      14番 山本 晃一郎

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造      江口 淳司      北村 嘉朗

#### (事務局)

澤田 局長      奥田 次長      清水(囑託)      村田(囑託)      岸本(囑託)

( 午後 1 時 3 0 分 開会 )

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。  
本日は中西委員、水主委員、山本委員から欠席の届がなされております。  
また、多田委員から所用のため遅れるとの連絡をいただいております。  
本日の定例総会は委員定数 14 名の内、現時点での出席委員は 10 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。  
また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 18 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員は、北浦委員、多田委員のお二人にお願いいたします。  
現地調査委員につきましては、井内委員、辻委員のお二人です。  
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたしますが、関連がございますので、「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」も合わせて審議することといたします。

事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」及び「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」一括して 4 件をご説明申し上げます。

第 1 号議案の番号 1 及び第 2 号議案の番号 1 は、営農型太陽光発電設備の設置に伴うもので、水田に棚を作って、上空に太陽光パネルを設置し、耕作しながら、発電事業を行うための手続きとなります。

第 1 号議案の番号 1 は、農地法第 3 条の規定により、農地の上空を太陽光発電に利用する権利を地上権として設定するものです。

第 2 号議案の番号 1 は、太陽光パネルを設置するための支柱部分について、農地法第 5 条の規定により、一時転用を行うものです。

期間は、国の通知により 10 年以内と定められていることから、いずれも 10 年となっており、継続の場合は改めて手続きが必要となります。

なお、場所については、同じく国の通知により「周辺の農地の効率的な利用、

	<p>農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること」とされており、また、巨椋池干拓田で初めての事例となることから、京都府との事前協議を通じて、干拓田内の数か所の候補地から当該地に絞り込まれてきたという経過があります。</p> <p>また、国の通知により、単収が概ね2割以上減少しないことや品質に著しい劣化が生じないことが求められていることから、遮光率を約30%に止めるなどの対策が講じられております。</p> <p>なお、巨椋池土地改良区の「漏電防止や倒壊を防ぐ構造としたうえで、洪水時の監視を行うことを条件にやむを得ない」旨の意見書及び隣接農地の同意書が提出されております。</p> <p>第1号議案の番号1、及び第2号議案の番号1につきましては、以上です。</p> <p>なお、通常であれば、農地法第3条の許可日は、総会での議決後、速やかになりませんが、今回のケースの場合、第5条の京都府知事の許可日と同日となりますので、ご留意願います。</p> <p>次に第1号議案の番号2につきましては、営農を継承するとの理由で、所有権の一部を移転するもので、譲渡人と譲受人は親子の関係にあります。</p> <p>次の番号3につきましても、譲受人の営農規模拡大のため、親族間における所有権の一部移転となります。</p> <p>以上2件につきましては、いずれも譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理するなど、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
井内委員	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況につきましては、水稻の刈り取り跡があり、適正に管理されておりました。</p> <p>番号2の槇島町 の利用状況につきましては、細長い畑になっており、北側半分には冬野菜が植わっていて、南側半分は不作付地でした。</p> <p>番号3の安田町 の利用状況につきましては、耕された状態の田で、適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
小島委員	営農型ソーラーパネルの案件は初めてですが、パネルの高さは地上から何mほどなんですか。
局 長	支柱の最低地上高は、作業進行方向と平行の所が2 mで、垂直の所は2 . 9 mと記載されております。例えば稲刈り機で作業していく場合等の進行方向の高さは2 . 9 mで、その横が2 mとなります。
小島委員	それで遮光率30%くらいに収まるんですか。上にパネルがあったら、光が当たらないんじゃないでしょうか。
局 長	全面にパネルが敷き詰められるというわけではなく、隙間が大分空いた構造になっています。
小島委員	普通の家屋に設置されているようなものとは違って、隙間を空けてされるんですね。
局 長	はい。びっしりと設置されるわけではありません。
社会長職務代理者	支柱は何本ですか。
局 長	0 . 0 1 m <sup>2</sup> の支柱が60本、さらに引き込み電柱を1本設置されます。
議 長	当該地では米を作るんですか。
局 長	そうです。
社会長職務代理者	そんなに支柱がある状態で、トラクターでの作業はできるんでしょうか。
局 長	先述のとおり作業の垂直方向は2 . 9 m <sup>2</sup> の高さが確保されており、支柱から70 cm離れた所の高さも同様の数値となっており、作業には支障がないと聞いております。支柱1本1本の間隔は6 m空いています。
議 長	6 m空けて60本も立てられるんですか。収量が2割減ったらいけないとこの

	とですが、大丈夫なんでしょうか。台風が来たら大変だと思います。
多田委員	多分そんなに大きなものじゃないとは思いますが。
局 長	当該地の面積 1,441 m <sup>2</sup> のうち、太陽光発電設備の下部となる農地面積が 1,080 m <sup>2</sup> で、パネルの合計面積は約 430 m <sup>2</sup> となります。
議 長	借人は自ら設備投資されるんですよね。所有者は設備を設置することで収量が減る可能性もあり、トラクターでの作業がやりづらいんじゃないかと思います。採算は合うんでしょうか。
局 長	あくまでも計画上ですが、単純回収できるのが 14.63 年で約 15 年と聞いております。
多田委員	それなら、処理費を考えたら損ではないでしょうか。
局 長	撤去費も込みでの計画となっております。
今村委員	途中で壊れたら保険がおりるんでしょうか。
局 長	そこまでは確認できておりません。設置費は約 円、撤去費は約 円かかり、それを回収できるのが 15 年近くかかると聞いております。 推定の年間発電量が 92,519 kWh、売電価格が 1 kWh あたり 円ということで、年間の売電価格は約 円を見込んでおられます。
村田推進委員	買取価格は毎年下がるんじゃないかなったでしょうか。
局 長	これは既に単価が決まっていますので、下がりにません。
次 長	こちらは既に以前から計画がなされており、国の再生可能エネルギー利用促進にかかる最終分の認定枠に認定されております。今から新たに計画した場合は、もっと売電価格が下がります。
議 長	2 割の収量が減った場合、貸人に補償はあるんでしょうか。
多羅尾委員	賃料があると思います。

局 長	借人から貸人への賃料は年間 円と聞いております。
議 長	円で農作業がしづらくなるのであれば、考え物ですね。
多羅尾委員	田の固定資産税はそのままですか。
局 長	それは変わらないです。所有者が支払うと思われます。
多羅尾委員	現状のままなんですね。
局 長	はい。
江口推進委員	国や府の補助金はあるんですか。
局 長	直接聞いたわけではないですが、収支計画の中には記載がありませんので、おそらく補助金はないと思われます。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>また、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>いずれも機構集積でない利用権の設定で、同一借人によるものです。</p> <p>なお、本来であれば、前回総会に提案し、更新扱いとなるべきところでしたが、</p>

	<p>書類が整わず、提出締切日に間に合わなかったことから、法的に空白期間が生じることとなり、今回新規として扱っております。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻会長職務代理者	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町、並びに番号2の伊勢田町、並びに番号3の伊勢田町の利用状況につきましては、いずれもネギが作付されており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について、引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>社会長職務代理者</p>	<p>報告します。去る11月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、水稻の刈り取り後、きれいに耕起されておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、第1号報告から第2号報告までを一括してご説明申し上げます。</p> <p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、貸露天資材置場を整備するために転用するもので、雨水は自然浸透です。また、隣接農地の同意書及び巨椋池土地改良区の地区除外決裁金の領収書の写しが提出されております。</p> <p>番号2につきましては、露天駐車場36台分を整備するため転用するもので、雨水は南側側溝へと排水されます。隣接農地は家族所有となっております。</p> <p>いずれも、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」2件をご説明申し上げます。</p>



	<p>番号1につきましては、分譲住宅地9戸分を造成するために転用するもので、隣接農地はなく、10月29日付で都市計画法第29条による開発許可が下りております。</p> <p>次に、番号2につきましては、露天駐車場20台分を整備するために転用するもので、雨水は自然浸透です。また、隣接農地の同意書が提出されております。</p> <p>いずれも、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	---

(午後2時00分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_